

1 包括外部監査の対象

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」
平成25年度 「市の債権事務の執行について」
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成29年9月19日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(63 頁)</p> <p>高齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について (平成 27 年度の補助金額について)</p> <p>平成 27 年度の執行方針、及びいわき市シルバー人材センターへ福島労働局を通した国からの通知により、当年度の国からの補助金交付額は、従来の運営費補助金 6,480 千円及び新たに創設された「シルバー人材センター事業基盤拡大事業補助金(経過措置加算分含む)」2,360 千円の合計 8,840 千円の交付であった。</p> <p>一方、いわき市の起案書では、「国の事業方針に準じて運営交付金を交付しており、今年度の交付額は国の交付額と同額とする。」旨の記載があるものの、運営費補助金 8,840 千円として起案・決裁がされており、国の方針と矛盾した形となっている。また、いわき市シルバー人材センターからの補助金等交付申請書も運営費補助金額 8,840 千円と記載されていた。いわき市としては申請書を国の方針に沿って訂正させた上で、再提出させて、交付する必要があった。</p> <p>なお、平成 28 年度においては、新たに「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金」が創設されているが、当該補助金に関しては、従来の運営費補助金と区分して起案・決裁され、いわき市シルバー人材センターからの補助金交付申請書も区分され提出されている。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>国の方針では、運営費補助金(6,480 千円)と事業基盤拡大事業補助金(2,360 千円)はそれぞれ独立した別個の補助金となっていました。市ではひとつの補助金とみなし、運営費として 8,840 千円を交付しました。本来区分すべきであった補助金をひとつの補助金と認識してしまったことが、当該事項の発生原因です。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 28 年度から、運営費補助金に加え、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金が新設されました。平成 28 年度から上記の補助金を区分して起案・決裁しており、シルバー人材センターからの補助金交付申請書も区別され提出されています。</p> <p>今後は同様の事例が生じることのないよう制度を十分に把握し、事務処理を行ってまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(64 頁)</p> <p>高年齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について (補助対象経費の確認について)</p> <p>運営費補助金の交付決定を行う際に、市の担当者は補助対象経費の 2 分の 1 の枠内であることを確認しているが、国の交付要綱における補助対象経費以外の項目、例えば受託事業収益に対する支払配分金や減価償却費も含めて判定している。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>シルバー人材センターから予算書を受領し、補助対象経費の確認を行っていましたが、予算書はシルバー人材センターの内部資料であり、市の補助対象外の経費も含まれている資料であったため、誤って補助対象外の経費についても対象経費として判定していました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>国の補助対象経費に準ずるため、平成 28 年度から、シルバー人材センターが国に提出する「国庫補助金所要額調書」及び「支出予定額内訳書」を、市にも提出するように求め、上記の資料をもとに、適切な対象経費の判定を行っております。</p> <p>今後は同様の事例が生じることのないよう制度を十分に把握し、事務処理を行ってまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(64 頁)</p> <p>高年齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について (いわき市シルバー人材センターの経理処理について)</p> <p>補助金交付条件として、申請者は正確な決算書を作成する必要がある。また、執行方針でも基本的事項 2 において、「シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合 (本部及び活動拠点) は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。」とされている。今回、会計処理等を確認したところ、以下の不備事項が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 特定資産の帳簿残高と預金残高確認書の不一致 ii 退職給付引当金に関して一部未計上 iii 未払消費税の未計上 iv 注記における退職給付引当金明細の未記載 	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>i 及び ii に関しては、平成27年度末時点の財務諸表に資産として計上されているものの、実務上は年度末のフロー収入を確認した後に計上作業を行おうとしたため、実際に計上したのは平成28年度に入ってからであり、年度末現在の資産の帳簿残高と預金残高が不一致となりました。</p> <p>iii に関しては、金額があらかじめ判明している中間申告分のみが記載され、確定申告分が記載されていなかったものです。</p> <p>iv に関しては、必要事項の記載漏れです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>いずれの事項も平成 27 年度の財務諸表の作成方法に関するものであり、i ～ iii については平成 28 年度報告分から改善済み、iv についても平成 29 年度報告分から改善させることとしました。</p> <p>具体的には、i 及び ii に関しては、平成28年度分からは、実際の残高を反映した財務諸表を作成し、iii に関しては、中間申告分に加え、確定申告分を併せて当該年度に計上しています。iv に関しては、次年度報告分から記載を行うことについてシルバー人材センターに確認しました。</p> <p>今後は同様の事例が生じることのないよう、適切に対応してまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(65 頁)</p> <p>緊急通報システム事業について (起案書の記載不備について)</p> <p>起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが 4 件検出された。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>起案書に決裁日を記載することを失念していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業の全ての起案書に決裁日を記載しました。</p> <p>今後は、いわき市文書管理規程に基づき、決裁後の起案文書に決裁年月日の記載を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(70 頁) 地域生活支援推進事業費について (委託契約書における消費税等の表記について) 今回の事業は、非課税事業であるが、委託契約書では課税事業の記載がされている。 実質的には非課税取引であるので、委託契約書としての効力は有効と考えられるが今後注意が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 国の通知等の確認が不十分であったことから生じたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 平成 29 年度の契約事務については、課税事業であるとの記載を削除したうえで契約を締結しました。 今後においては、国の通知等の確認にあたっては、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないように努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(74 頁)</p> <p>いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家について</p> <p>(指定管理者からの適切な収支状況報告について)</p> <p>指定管理者から提出される収支決算書の収支差額は、いずれも均衡しているが、指定管理者が作成している正味財産増減計算書内訳表の収支実績では、収支がプラスとなっており、収支状況報告書と相違している。</p> <p>市側が年間活動による実績を確認するためには正確な数値を記載する必要があり、指定管理者に適切な報告を行わせるとともに、次年度以降の予算の見直し等を行うほか、必要な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>収支決算書の収支が均衡するように収支差額を支出(その他の施設管理費)として計上していたため、正味財産増減計算書内訳表の実績と相違しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 28 年度以降の報告については、収支差額があった場合は支出へ計上せず、収支差額として報告するよう指定管理者へ通知いたしました。</p> <p>また、平成 30 年度以降の予算額については、これらの実績を踏まえた上で、計上していくこととします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(79 頁)</p> <p>地域包括支援センター運営事業について (業務委託料について)</p> <p>職員は業務委託外の指定介護予防支援事業を行っており、この分は差し引いて算定する必要がある。</p> <p>兼務人件費の問題がクローズアップされており、早急な対応が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定介護予防支援事業と包括的支援事業にかかる業務を兼務する職員については、重複する業務内容があり、人件費の積算にあたって、それぞれの業務に対する人件費を分けて積算することが困難であったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度以降の契約にあたっては、委託先である NPO 法人と協議し、厚労省老健局が公表した「地域包括支援センターの運営費に関する地域事業交付金の算定方法について」の通知に基づき、年度末において、実績に応じた委託費の精算を行うことで、介護予防支援事業費等と包括的支援事業に係る交付金の重複の解消を図ることとしております。</p> <p>今後においては、国の通知等の確認にあたっては、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないよう努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(87 頁)</p> <p>「転倒・骨折予防教室」、「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」参加者送迎業務委託について</p> <p>(委託料の支払状況について)</p> <p>受託者が提出した参加者送迎利用状況報告書の内容について、いわき市が作成している介護予防事業等の参加者数の管理資料との整合性を確認したところ、参加予定者が欠席となった場合においても、出席を前提とした走行距離及び経由地数が参加者送迎利用状況報告書に記載され、委託料が過大に請求されているケースが散見された。また、いわき市は該当の管理資料と参加者送迎利用状況報告書の整合性の確認を行わずに委託料を受託者に支払っていた。</p> <p>参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>毎月の運行実績に伴う報告として、業務完了報告書及び業務実施状況報告書等の提出を受け、委託者である市の審査・確認後に、委託料を確定し支払いを行っておりますが、請求内容と実績内容との突合にあたっては、複数の関連資料を照らし合わせた確認が必要であり、また、確認体制が不十分であったことから、人為的な過誤や失敗が発生しやすい状況にあったためと考えております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後につきましては、同様の事案が生じないよう、指摘事項及び意見とされた受託者の報告体制については、請求された内容と実績内容が容易に確認できる様式を整備するなどの改善を図ってまいります。</p> <p>また、本市の確認体制についても、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないよう努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(100 頁)</p> <p>社会福祉施設整備資金に係る利子補給制度について</p> <p>(決算書の徴求について)</p> <p>社会福祉法人からの提出書類として予算見込書や決算見込書あるいは仮決算書が綴られており、「書類が出来次第、差し替え致します。」との記載に対して、決算書の徴求が未実施である申請先が散見された。要綱に記載する手続漏れである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>各社会福祉法人には申請前より、決算書等が確定次第、提出するよう指導しておりましたが、法人により決算の確定時期が異なるため、決算書の徴求が漏れたものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 27 年度申請書の添付書類である平成 26 年度決算書については、全法人分受理しております。</p> <p>また、平成 28 年度申請書の添付書類の決算書についても全法人分受理済みです。</p> <p>今後についても引き続き申請前、申請書受理時に、決算書等について、確定次第提出するよう指導し、催促時期を決めて、未提出法人に催促し、全法人からの提出を徹底してまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(101 頁)</p> <p>小規模介護施設消防用設備等整備事業補助金について</p> <p>(書類の不備について)</p> <p>次のとおり不備が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者から徴求している書類が不統一である。 2 明らかに前年度決算書を徴求できる状況にあるにも係らず、前年度以前の決算書を徴求したことを以って書類が具備されているとしており、補助金等交付規則に反している。 	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金を交付する場合は、補助金見直し指針 (総務部総務課平成 25 年 2 月策定) に基づき、補助金交付要綱を制定し、同要綱において、事業者への公平性や透明性を高めるため、徴求する書類等についても明確に規定する必要がありますが、当該補助金については、交付要綱を制定していなかったことから、徴求する書類が統一されませんでした。 2 補助金等交付規則を十分に把握しておりませんでした。 <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者から徴求する書類等を定める補助金交付要綱を制定し、徴求する書類の統一化を図りました。 2 関係法令等を十分に把握したうえで事務執行することで、再発の防止に努めます。 <p>また、確認体制についても、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないように努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(105 頁) 要介護老人介護手当支給事業について (起案書の記載不備について) 当該事業に関する起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが 1 件検出された。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 起案書の決裁日の記載を失念していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 当事業の全ての起案書に決裁日を記載しました。 今後は、いわき市文書管理規程に基づき、決裁後の起案文書に決裁年月日の記載を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(105 頁)</p> <p>要介護老人介護手当支給事業について (認定後の支給対象者の確認状況について)</p> <p>市が給付の継続の可否を検討するために受給者から回収している「いわき市要介護老人介護手当の状況等調査票」について、市が支給額を管理している要介護老人介護手当名簿の整合性を確認した。その結果、平成 26 年度に支給された手当について、調査票の記載内容に誤りがあり返納させる必要がある介護者がいることを把握していながら適時に返納を求めず、手当が支給されたままとなっていた事実が発覚した。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該事項につきましては、調査票記載内容の検討が不十分であったことにより発生し、担当者間の引継が不十分だったことにより、返納処理が遅れたものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>過大支給していた手当は受給資格者より既に返納済みであります。今後は、当該事務を担当する各地区保健福祉センターに対し、今回の事例を周知するなどして、同様の事例が発生しないよう再発防止に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(108 頁)</p> <p>第 1 号介護保険料の徴収について (督促状の送付に関する起案書の記載不備について)</p> <p>督促状に係る起案文書について閲覧した結果、11 の起案文書のうち 6 文書について決裁日付が記載されていなかったもの。いわき市文書管理規程に押印決裁起案の場合にあっては決裁年月日を記入するものと定められているため、記載を徹底するように取り組まれない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>押印決裁後決裁日を記載する予定でしたが失念により、記載が漏れておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>すべての起案について、決裁日を記載しました。今後は、いわき市文書管理規程に基づき、決裁後の起案文書に決裁年月日の記載を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(111 頁)</p> <p>介護保険特別会計<歳入>における返納金について</p> <p>(延滞中の対応について)</p> <p>現在、延滞中となっているにも係らず、督促を行っていない。また、返済の遅滞があった際は、速やかに事情を聴くなどの対応を図り、返済させることとなっており、電話にて直近の状況確認をしているが、記録等は残されていない。更に履行延期の特約申請書における担保条項について、土地・建物については抵当権を設定することとなっているが、現時点では一部返済を履行しており、債権額の減少が見られることを以って、経過観察しているとし、担保設定、返済が滞った場合の担保の処分も行っていない。返還金の回収管理が長期間に及ぶことが想定されることから、返済計画書の再提出、担保設定の可否、担保処分の検討など返還金の回収管理を徹底する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該事業所は指定取消処分がなされており無資産の状態ではありますが、返済は元代表者が個人で行っているため、返済の遅延があった場合でも担保の設定等が困難でした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業所ごとに経過票を作成し、記録を残すこととしました。また、平成 28 年度に新設された債権管理室(現：債権管理課)と連携を図りながら、督促や催告の実施、担保の設定等を含め、適切な債権管理を行ってまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(71 頁)</p> <p>いわき市地域交流センター三和ふれあい館デイサービスセンターについて (現物管理について)</p> <p>ボイラー、濾過機の一部取換工事を行っているが、固定資産台帳への登載がされていない。既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。</p> <p>また、修繕費用が高額になる故障が発生した場合、指定管理者とその都度対応を協議しているが、議事録や協議記録を作成していない。協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>建物付属設備については、建物と一体したものであるため、個別の登載・除却は行っておりませんでした。</p> <p>また、協定書において管理施設の維持補修等に係る費用が 30 万円を超えた場合に、協議のうえ実施方法及び負担方法を定めるものとしておりますが、議事録や協議記録は作成しておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現時点では、旧設備に関する資料がなく、計算ができないため、旧設備の除却及び新設備の登載を行うことは困難であります。</p> <p>今後は、新たに取得した固定資産については、耐用年数を明確にするとともに、資料を除却まで保存するなど、適正に事務を執行してまいります。</p> <p>また、今後は修繕費用が 30 万円を超え、協議を行う際は、協議記録書を作成し、協議結果を文書で保存いたします。なお、協議の際は、修繕工事の必要性や施設への影響等を考慮した上で実施方法や負担方法を検討することとし、検討経過および結果を協議記録書に詳細に記載いたします。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(72 頁)</p> <p>いわき市地域交流センター三和ふれあい館 サービスセンターについて (トイレ改修について)</p> <p>指定管理者が 300 万円程度の負担で改修を行っているが、固定資産台帳への登載を行っていない。既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。</p> <p>また、協定書では「管理施設の維持補修等に係る費用が 30 万円を超えるときは協議のうえ実施方法及び負担方法を定める」となっているが、協議結果を文書化して保存していない。協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。</p> <p>なお、対等な関係で指定管理業務の委託を履行するという観点から、金額が多額な取替修繕については、いわき市が負担することも検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>建物付属設備については、建物と一体したものであるとして固定資産台帳に一括して登載しているため、個別の登載・除却は行っておりませんでした。</p> <p>また、協定書において管理施設の維持補修等に係る費用が 30 万円を超えた場合に、協議のうえ実施方法及び負担方法を定めるものとしておりますが、議事録や協議記録は作成しておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現時点では、旧設備に関する資料がなく、計算ができないため、旧設備の除却及び新設備の登載を行うことは困難であります。</p> <p>今後は、新たに取得した固定資産については、耐用年数を明確にするとともに、資料を除却まで保存するなど、適正に事務を執行いたします。</p> <p>また、今後は修繕費用が 30 万円を超え、協議を行う際は、協議記録書を作成し、協議結果を文書で保存することとします。なお、協議の際は、修繕工事の必要性や施設への影響等を考慮した上で実施方法や負担方法を検討することとし、検討経過および結果を協議記録書に詳細に記載いたします。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(82 頁)</p> <p>地域包括支援センター運営事業について (地域包括支援センターの認知度向上について)</p> <p>現在の方法だけでは住民に対する認知度向上には限界があるものと考えられる。</p> <p>今後、従来実施してこなかった広報・啓発活動を検討し、認知度向上に努めることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>地域包括支援センターの活動については、同センターの運営母体である N P O 法人が発行する広報誌「結い」やホームページ、地域イベントを通じて周知してきたほか、委託者である市の広報媒体なども活用しながら、広報・啓発活動に努めておりますが、平成 26 年度に実施した第 7 次市高齢者保健福祉計画の策定にあたって実施したアンケート調査の結果では、同センターの認知度が十分ではなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>同センターの広報・啓発活動については、平成 28 年度より、運営母体である N P O 法人において、新たな広報媒体としてフェイスブックを立ち上げたほか、平成 29 年度以降についても、様々な広報媒体を活用しながら、同センターの活動が広く認知されるよう、引き続き、広報・啓発活動に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(84 頁)</p> <p>いきいきデイクラブ事業について (単価の設定について)</p> <p>過去の実績データから一律の単価契約である。見積書は徴求しているが、設計金額と同額となっている。</p> <p>積算根拠が変動していないとの説明を受けたが、契約先が同一の相手先であることから、外部への見積依頼により、現行の予定価格 (設計金額) が妥当であるか否か判断する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該事業の目的を達成するためには、地域や関係機関との連携、公益性を確保した事業展開が必須であることから、社会福祉協議会及び社会福祉施設事業団と、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結し、見積書の徴求については同法人のみとしていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本事業については、平成 28 年度で終了しておりますが、今後同様の事業の実施にあたっては、公益性の確保が必要な随意契約による事業においても、積算根拠が明確かつ具体的な下見積書を事業者から徴取していくほか、他の自治体における類似事業の実績の把握など、可能なかぎり情報収集を行うことにより、客観的かつ妥当性のある予定価格の設定に努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(85 頁)</p> <p>いきいきデイクラブ事業について (平成 27 年度開催見込の算出について)</p> <p>平成 27 年度委託設計書において開催見込を算定する際の計算根拠は、誤って集計されている。</p> <p>端数処理の関係から、結果として開催予定回数に変更は生じなかったが、設計積算の計算は適切に行う必要がある。なお、端数については、今回、設計上の回数となるよう処理されたようにも捉えられるため、端数処理の基準を明確にする必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>設計積算の実施において、使用した表計算ソフトの数式誤りに気付かず、誤った積算額を算出したことや、設計積算の検算が不十分であったために、積算額の誤りを見落としたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本事業については、平成 28 年度で終了しておりますが、今後、同様の事案が生じないよう、職員の意識向上を図るとともに、実務における積算及び検算にあたっては、迅速かつ正確な処理に努めるとともに、確認体制についても、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないよう努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(85 頁)</p> <p>いきいきデイクラブ事業について (決裁等について)</p> <p>当該委託契約の簿冊を確認したところ、見積日付、契約日、決裁日が全て平成 27 年 4 月 1 日となっていた。事実上、決裁等の検討を含めて同日付での対応は現実的でないと考えられる。</p> <p>今後は、実際の日付での記載を検討して頂きたい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業は、4 月 1 日からの事業着手が必要であったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本事業については、平成 28 年度で終了しておりますが、今後同様の事業の実施にあたっては、市契約課が作成した「役務的業務委託に関する契約事務の指針」における債務負担行為制度の活用基準を参照するなど、事業の着手時期等を踏まえた対応に努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(85 頁)</p> <p>いきいきデイクラブ事業について (実績精算について)</p> <p>平成 27 年度においては、予算超過が認められず、いわき市の予定した回数超過分については、受託者が自己負担している。</p> <p>市において各事業の進捗状況評価に記載の実施回数は、受託者が自己負担している回数も含まれているが、本来は市の負担した回数のみで評価する必要がある。また事業目的の達成のために必要な事業であれば、受託者に負担を強いることなく、基本的には実績回数で精算すべきであり、今後は当初の計画回数を超過する場合の取扱いについて、契約書に明記する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業の実施にあたり、市の予定回数と実績回数との差に対する取扱いについて、協議がなされておらず、結果として、実績回数により生じた超過分について、受託者の負担が生じたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本事業については、平成 28 年度で終了しておりますが、今後において、契約に定めのない事項及び疑義が生じた際は、速やかに協議を行い、決定していくこととし、当該事項のような予定と実績による乖離が委託料に影響を及ぼすような重要事項については、必要に応じて、契約条項に明記するなど、受託者に対し、過度な負担を強いることがないよう努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(87 頁)</p> <p>「転倒・骨折予防教室」、「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」参加者送迎業務委託について</p> <p>(委託料の支払状況について)</p> <p>受託者が提出した業務完了報告書、参加者送迎利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認した結果、受託者が提出している参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容が正確な運行実績には基づいておらず、いわき市による参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容の審査・確認が不十分であった。</p> <p>参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>毎月の運行実績に伴う報告として、業務完了報告書及び業務実施状況報告書等の提出を受け、市の審査・確認後に、委託料を確定し支払いを行っておりますが、請求された内容と実績との突合にあたっては、複数の関連資料を照らし合わせた対応が必要となっていたこと、また、確認体制が不十分であったことから、人為的な過誤や失敗が発生しやすい状況にあったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>本事業については、平成 28 年度で終了しておりますが、今後、同様の事案が生じないよう、指摘事項及び意見とされた受託者の報告体制については、請求された内容と実績内容が容易に確認できる様式を整備するなどの改善を図ってまいります。</p> <p>また、本市の確認体制についても、事業担当のみならず、係、課レベルでの組織的な情報共有に努め、確認体制の強化を図ることで、同様の事例が生じないよう努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(119 頁)</p> <p>高齢者福祉施設等に関する指導監査について (事業者毎の情報管理について)</p> <p>現在は、指導監査の結果は年度別に管理され、介護サービス事業者ごとに管理はされていない。</p> <p>効率性の観点から全事業所までとは求めないが、基準を定めた上で事業者を絞り込みその事業者毎の情報管理を行う必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指導監査の結果につきましては、文書の処理を年度ごとに行っていたため、実施通知や結果通知等の文書の種類ごとに年度別に管理していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度の文書からは、経過を把握しやすくなるように、実施通知や結果通知等の文書を法人や事業所ごとに綴るよう変更しました。</p> <p>また、年度末に実施した監査等、結果が年度をまたぐ場合は、両年度分を一括して綴る予定です。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(120 頁)</p> <p>高齢者福祉施設等に関する指導監査について (指導・監査結果通知受領後の特別監査及び監査に移行する期間について)</p> <p>現在、実施計画の中で、特別監査や監査に移行する期間は明確にされていない。</p> <p>実施計画の中で明確化し、時期が来たら必ず特別監査や監査に移行するようにし、必要な場合にはその時期を早める措置も講ずることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>一般監査から特別監査、実地指導から監査への移行時期については法令で定められておらず、各所轄庁が自らの判断で行っていますが、本市においては、その都度係内で協議し、判断してきたところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 29 年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施計画書において、社会福祉法人及び施設に対しては、文書による改善指導を行い、定められた期間を経過しても改善が図られない場合は社会福祉法の規定に基づく措置(改善勧告、改善命令等の行政処分)を行うことと規定し、当該「文書による指導」において定められた期間については「45 日を基本とし」と規定したところです。</p> <p>また、当該計画書における、介護保険及び障害福祉サービス事業所指導・監査の結果管理の項目において、繰り返し改善を指導しても改善が図られない場合には監査を実施するとし、その期間については「1 年程度の期間を目安とし」と規定したところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(68 頁)</p> <p>配食サービス事業について (随意契約の内容について)</p> <p>利用者負担とされている食材料費及び調理費についても、食材費及び人件費の実態や利用者に対するヒアリングを基にしたアセスメントを行った上で見直しが行われるべきである。</p> <p>利用者負担額及び委託料の設定方法の見直しが望まれる。</p> <p>広域である市全域に対するサービス提供を確保するために 24 法人 25 拠点と多数の受託者と業務委託契約を締結しているが、受託件数が大幅に異なる受託者が混在している一方、同一の単価設定による随意契約を締結していることから受託者によって採算性に乖離が生じている状況であり、このことが契約単価の弾力性を低下させていると考えられる。</p> <p>受託者の採算性及び事業の経済性を向上するために、上記の利用者負担額及び委託料の設定方法とともに、一般競争入札や指名競争入札の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業については、平成 12 年度の開始以降、財政支出となる委託料において、数回にわたり引き下げが行われているものの、高齢者等の自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独の解消及び安否の確認を図る事業目的を鑑み、利用者負担額の変更は行わず実施してきました。</p> <p>また、上述の事業目的を果たすべく、随意契約により、多数の受託者と業務委託契約を締結し実施してきたが、受託件数が大幅に異なる受託者が混在している状況にあります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>利用者負担額の設定方法の見直しについては、従来より、委託料の引き下げの際に、食材料費及び調理費に係る事業者ヒアリングを通して、設定する利用者負担金（1 食当たり 350 円）との大きな乖離がないことや、受託者に過度な負担を強いていないことを確認しており、併せて、委託料についても、実績を踏まえた必要数を設定しているものであります。</p> <p>契約単価の弾力化を図るための対応として、一般競争入札や指名競争入札の導入の検討することが望ましいとの意見については、本事業の実施にあたっては、市内全域で実施可能な事業者はないことから、一般競争入札は不可であり、また、実施可能な事業者を地域ごとに細分化した指名競争入札を導入した場合においても、契約単価が減額する可能性はあるものの、</p>

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
	<p>選択できる事業者は限定的になることから、多種多様な高齢者のニーズには対応できないこと、併せて、地域による契約単価に差が生じることは、利用者側における公平性が確保されないことから、指名競争入札についても、適当でないと判断したものです。</p> <p>以上の検証結果を踏まえ、本来の事業目的を達成するためには、現行の事務処理を継続すべきと判断したものであります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(83 頁)</p> <p>二次予防事業対象者把握事業について (基本チェックリストの利用について)</p> <p>介護保険制度改正により、市は平成 26 年 12 月以降基本チェックリスト郵送を中止している。</p> <p>基本チェックリストの回収による予防対象者情報は、支援ツールとしては重要であり、今後、限定的な範囲での郵送を検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 26 年度介護保険制度改正により、二次予防事業対象者に関する情報収集は、全国一律に基本チェックリストの配布・回収を求めないとされたことから、本市においても、平成 26 年 12 月以降において、郵送を中止しているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>二次予防対象者の把握については、市や地域包括支援センターの窓口のほか、高齢者を主とした地域住民が集まる「つどいの場」など、様々な機会をとらえて、高齢者の情報収集を行っているところであり、これらの取組みを通じて対象者の把握は可能であることから、現行の取扱いを継続してまいりたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(92 頁) 高齢者等住宅リフォーム給付事業について (助成額について)</p> <p>当該事業における助成金には上限額が設定されているものの、上限額は住宅改造工事金額に給付率を適用後の金額である。たとえば、生活保護を受けている申請者は、100%の給付を受けることができるものの、助成金の対象として申請できる住宅改造工事金額の上限額も 100 万円となる。一方、生計中心者が所得割課税者である場合も上限額である 100 万円までは助成金を受けることができることから、助成の対象として申請できる住宅改造工事金額規模は約 3 倍となる。</p> <p>身体機能が衰えた高齢者及び心身に障害を有する者の居住に適した住宅の整備を図るといった目的のもと、行政が公平に支援するのであれば、上限額を設定するべきは助成額そのものではなく、高齢者が在宅生活に必要な住宅を確保するための住宅改造工事金額であるべきではないかと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>制度設計時には当該意見に係る考え方を盛り込まなかったためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本事業は、日常生活に介助が必要な高齢者の自立の促進と介護者の負担軽減を図ることを目的に、現地調査の結果必要性が認められた住宅の改良工事に対し、費用の一部を市が負担するものです。</p> <p>支援の公平性に関しては、対象者に必要な工事であるかについて現地調査を行い精査したうえで、課税状況に応じた給付率を適用して給付額を算定しており、現行制度においても公平性は十分に担保されているものと考えているため、現行の事務処理を継続するものとします。</p> <p>なお、意見にあるような、住宅改造工事金額そのものに上限額を設定する案については、制度改正にあたり本事業に対するニーズを分析したうえで慎重に判断する必要があると考えます。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(93 頁)</p> <p>高齢者住宅等リフォーム給付事業について (給付対象工事について)</p> <p>サンプルで比較的契約金額が高額となっていた工事等について申請者の申請内容及び実際の施工内容を確認したところ、リフォームを要する理由が浴室につながる廊下と浴室の段差であるケースや浴槽をまたがるのが困難であるといった理由である場合に、浴室を全面的にユニットバスにリフォームする工事を認定しているケースがみられた。</p> <p>工事請負契約自体を締結するのは利用者個人であり、また工事の内容が高齢者等の住宅生活に必要と想定する水準か否かを画一的に判断するのは難しいが、平均的な市民の生活水準以上のものであると思料され、財政支出により助成して施工すべき必要最小限の工事なのかは疑問である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>制度設計時においては当該意見に係る考え方を盛り込まなかったためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本事業は、事業の趣旨に照らしても、広く高齢者に対し必要な場合において工事金額の一部を助成するという制度であり、より多くの方に利用していただけることは、意義のあることであると考えます。</p> <p>現行では、事前に建築職種・医療職種・福祉職種のリフォームヘルパーが現地調査を実施したうえでその意見を給付決定の判断に生かしており、対象者に必要な工事が、適切に行われているものと認識しているところです。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(93 頁)</p> <p>高齢者等住宅リフォーム給付事業について (助成金の給付認定について)</p> <p>当該事業においては、給付の上限額を大幅に超過する金額で給付対象外のリフォーム工事を自己負担で契約できるほどの資力のある利用者に対しても上限額で給付が行われているケースもみられるが(たとえば総額 500 万円のリフォーム工事の契約を締結し、100 万円については当事業による助成を受け、残りの 400 万円については自己負担とするケース)、該当のようなケースにおいても当該事業による給付が必要なのかについては甚だ疑問である。</p> <p>当該事業は、相当程度の財政支出を伴っており、今後も進展する高齢者社会の中で申請可能な市民が増加することが想定されるため、給付の認定については、申請者の資産の状況なども勘案することが事業の継続のためにも求められると思料される。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>制度設計時においては当該意見に係る考え方を盛り込まなかったためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]。</p> <p>現行では、給付決定に際し対象者の資産の状況を判断材料とはしていませんが、それに代わるものとして、世帯の生計中心者の市民税の課税状況により、給付率を変えて設定し、公平な制度運営に努めているところであります。また、1 件あたりの給付額の上限を設定し、工事を必要とするより多くの方に、当該制度を利用していただけよう努めているところであります。</p> <p>したがいまして、当面の間は、現行のまま事務処理を継続することとし、制度の見直しにつきましては、今後の事業の利用状況等を見ながら、判断して参りたいと考えます。</p>